

東京都でスタート　自転車保険の義務化

4月1日から東京都でも自転車保険の加入が義務付けられました。

自転車事故による被害者の救済と加害者の経済的負担を軽減することを目的として、自転車保険に加入するように条例で義務づけたものです。

学校や会社は東京都だけど、住まいは東京でない方は自分には関係ないと思われる方もいらっしゃるかと思いますが、この保険加入は東京都民に限り義務化されるのではなく東京都内を自転車で走行する全ての人に義務付けされています。

●義務化の対象:その地域で自転車を利用する人全て

- 1.自転車利用者
- 2.保護者(未成年者が利用する場合)
- 3.自転車使用事業者
- 4.自転車貸付事業者

●義務化理由:自転車事故の加害者に高額な賠償金が命じられる判決が目立つこと

都内の自転車事故の増加等

●東京都以外の近場自治体では

すでに義務化：埼玉県、神奈川県、静岡県、長野県

努力義務：千葉県、茨城県、群馬県

●自転車保険に入らないとどうなる？

罰則はなし

●保険料はいくらぐらい？

年額で1,200円から5,000円程度

●保険に加入する際に注意すべきこと

自動車保険や火災保険、傷害保険などに加入している場合は、個人賠償特約で、自転車事故をカバーしているケースがあるので確認が必要

これをきっかけに自転車事故の危険性、安全運転の大切さ、自転車事故に備えた保険について考えてみてはいかがでしょうか。